

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

中小企業の特例

Q : 中小企業に認められている法人税の特例には、どのようなものがありますか？

A : 交際費等の損金不算入の特例や中小企業等投資促進税制などいくつかの特例があります。

【解説】

中小企業に認められている特例には、①資本金が要件になる特例と②①に加えて株式要件をも満たす中小企業者に認められている特例があります。主なものには、次のようなものがあります。

① 資本金が要件になる特例

資本金1億円以下の中小企業に認められる特例には、次のようなものがあります。

- ・ 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ・ 交際費等の損金不算入の特例
- ・ 法人税率の軽減税率
- ・ 特定同族会社の留保金課税制度の除外

② 中小企業者に認められている特例

資本金1億円以下で、1社の大規模法人に1/2以上を所有されていない会社、数社の大規模法人に2/3以上されていない会社を中小企業者といい、次のような特例が認められています。

- ・ 中小企業等投資促進税制
- ・ 中小企業等事業基盤強化税制
- ・ 人材投資促進税制
- ・ 欠損金等の繰戻還付制度
- ・ 中小企業の少額減価償却資産の特例

※特例によっては、一定の条件が付いたものもあります。

